

門真市建設工事等競争入札発注基準

1 定義

- (1) この発注基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 市内業者
建設業法上の主たる営業所の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等が本市の区域内にある者をいう。
 - ② 準市内業者
建設業法上の主たる営業所の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者をいう。
 - ③ 市外業者
市内業者及び準市内業者を除いた業者をいう。
 - ④ 最低制限価格及び設計金額
消費税及び地方消費税を含んだ金額をいう。

2 一般競争入札発注基準

(1) 建設工事

① 条件付一般競争入札

地域要件（市内業者及び準市内業者、以下同じ）を付さずに、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、設計金額2億5,000万円以上の建設工事（以下「工事」という。）を対象とする。

ただし、当該設計金額以下であっても、条件付一般競争入札（地域要件型）の入札参加業者数が少ない（原則5業者未満）と見込まれる場合や特殊な技術等が必要な工事については、本入札方式で実施する。

入札参加に必要な総合評点・施工実績は、別表のとおり定めるものとする。

② 条件付一般競争入札（地域要件型）

主に市内業者を対象として、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、設計金額200万円超2億5,000万円未満の建設工事を対象とする。

ただし、市内業者の入札参加業者数が少ない（原則5業者未満）と見込まれる工事については、準市内業者も含めて対象とする。

入札参加に必要な総合評点・施工実績は、別表のとおり定めるものとする。

- ③ 市内業者育成のため、市内業者については、別表に定める施工実績を、当該工事の最低制限価格の半額まで引き下げることができるものとする。なお、建築一式の設計金額4,000万円未満、土木一式、電気・管、その他の業種の設計金額2,500万円未満の工事については、市内業者は施工実績を問わないことができるものとする。
- ④ 入札に係る案件を受注し施工中の者は、工事の竣工検査に合格し、引渡しが完了するまで他の建設工事の入札に係る案件には参加できないものとする。ただし、技

術者の配置が適正に行われることを条件としたうえで、次のア又はイに該当する者については、この限りでない。

ア 市内業者

イ 請負者の責めに帰すことのできない事由により工期が延長になった工事を施工中の者

(2) 業務委託

設計金額100万円超の工事に係る業務委託については、条件付一般競争入札とすることとし、入札参加資格要件は、案件毎に定めるものとする。

3 指名競争入札発注基準（建設工事）

(1) 指名競争入札

市内業者を対象とし、かつ設計金額200万円超500万円未満の工事において、指名競争入札により実施することができるものとする。業者指名の基本原則は次のとおりとする。

① 登録業種、施工中の工事及び経営事項審査の有効期限が切れていないか、指名停止措置を受けていないか等を勘案の上、なるべく5者以上を指名する。

② 工事施工中については、工事が竣工検査に合格し、引渡しが完了するまで、他の工事の指名競争入札への指名はしないが、市長部局発注の案件・上下水道事業に係る案件の相互間での適用はないものとする。ただし、技術者の配置が適正に行われることを条件とする。

（例：市長部局発注の工事施工中の場合、上下水道事業に係る工事の指名競争入札への指名はできる。）

③ 同一の入札案件において、代表者又は住所が同一、役員が重複している等会社の実態が他の業者とほぼ同一で連合する可能性又は一定の利害関係があると考えられる場合は、該当する者から一者のみ指名するものとする。

4 その他（建設工事）

(1) 総合評点について

① 市内業者は、最新の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評点に市内業者の主観的事項に関する評点として100点を加算した点数をもって本市における市内業者の総合評点とする。

② 準市内業者は、最新の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評点に準市内業者の主観的事項に関する評点として25点を加算した点数をもって本市における準市内業者の総合評点とする。

③ 市外業者は、最新の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評点をもって本市における市外業者の総合評点とする。

(2) 水道管理設工事への配置技術者について

① 土木一式工事の場合（上下水道事業に係る土木一式工事として発注された管径450ミリメートル以下の水道管理設工事に限る。（管径500ミリメートル以上を対象とした

工事又は特殊な工法を用いる工事を除く。))

ア 配水管工事技術者

元請業者より配水管工事技術者を配置し、水道管埋設工事の適正な施工の確保を図るため契約期間中数回にわたり現場に赴き施工内容を確認し、水道管埋設工事における水道管布設工事の管理を行うものとする。ただし、他の工事の配水管工事技術者として兼務することは可能であるが、他の工事の主任（監理）技術者として専任している場合は兼務することはできない。

なお、配水管工事技術者の資格要件は、次のとおりとする。

- (ア) 公益社団法人日本水道協会の「配水管技能者登録（耐震登録）」に登録されている者
- (イ) 一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会が開催する「JDPA継手接合研修会（耐震管小口径）」（ただし、発注する水道管埋設工事の管種に対応した研修会に限る。）を受講した者

イ 給水装置工事主任技術者

元請業者又は下請業者より給水装置工事主任技術者を専任・常駐配置（専任期間は、工事が竣工検査に合格し、引渡しが完了するまでの間、常駐期間は、給水装置工事施工時とする。）すること。水道管工事の適正な施工の確保を図るため、主任（監理）技術者とともに水道管工事における給水装置工事の管理を行うものとする。

なお、給水装置工事主任技術者の資格要件は、次のとおりとする。

- (ア) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事主任技術者試験に合格し、免状を交付されている者であること。

② 管工事の場合（上下水道事業に係る管工事に限る。）

ア 給水装置工事主任技術者

元請業者又は下請業者より給水装置工事主任技術者を専任・常駐配置（専任期間は、工事が竣工検査に合格し、引渡しが完了するまでの間、常駐期間は、給水装置工事施工時とする。）すること。水道管工事の適正な施工の確保を図るため、主任（監理）技術者とともに水道管工事における給水装置工事の管理を行うものとする。

なお、給水装置工事主任技術者の資格要件は、次のとおりとする。

- (ア) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事主任技術者試験に合格し、免状を交付されている者であること。

附 則

平成23年4月1日施行

附 則

平成25年4月1日施行

附 則

平成26年4月1日施行

附 則

平成28年10月3日施行

附 則

平成29年4月3日施行

附 則

令和2年4月1日施行

附 則

令和4年4月1日施行

附 則

令和5年4月1日施行

附 則

令和6年4月1日施行

附 則

令和7年4月1日施行

附 則

令和7年10月1日施行

【別表】

工事種別	設計金額	総合評点	施工実績
土木一式	6 億円以上	市内業者 900 点以上 準市内・市外業者 1,200 点以上	設計金額の半額
	3.5 億円以上 6 億円未満		3 億円
	2.5 億円以上 3.5 億円未満		2 億円
	1.5 億円以上 2.5 億円未満	市内業者 800 点以上 準市内・市外業者 1,000 点以上	1.5 億円
	1 億円以上 1.5 億円未満	市内業者 750 点以上 準市内・市外業者 950 点以上	1 億円
	7,500 万円以上 1 億円未満	市内業者 750 点以上 準市内・市外業者 850 点以上	設計金額と同額
	5,000 万円以上 7,500 万円未満	市内業者 700 点以上 準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	2,500 万円以上 5,000 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	2,500 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
建築一式	5 億円以上	市内業者 900 点以上 準市内・市外業者 1,000 点以上	設計金額の半額
	3 億円以上 5 億円未満		2.5 億円
	2.5 億円以上 3 億円未満	市内業者 800 点以上	2 億円
	1.5 億円以上 2.5 億円未満	準市内・市外業者 900 点以上	1.5 億円
	1 億円以上 1.5 億円未満	市内業者 700 点以上	1 億円
	8,000 万円以上 1 億円未満	準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	4,000 万円以上 8,000 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	4,000 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
電気・管	1.5 億円以上	過去の同規模工事や他市事例等を比較・検証し、門真市一般競争入札参加資格審査委員会において決定する	
	5,000 万円以上 1.5 億円未満	市内業者 700 点以上 準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	2,500 万円以上 5,000 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	2,500 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
その他	1.5 億円以上	過去の同規模工事や他市事例等を比較・検証し、門真市一般競争入札参加資格審査委員会において決定する	

	5,000 万円以上 1.5 億円未満	市内業者 700 点以上 準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	2,500 万円以上 5,000 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	2,500 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額

- ※1 一般建設業許可業者にあつては、建築一式の設計金額8,000万円未満、土木一式、電気・管、その他の業種の設計金額5,000万円未満の工事を発注限度とする。
- ※2 特殊な技術等を用いる工事にあつては、上記発注基準によらないものとする。
- ※3 市内業者に関しては、必要となる国又は地方公共団体等での施工実績を当該工事の最低制限価格（税込）の半額まで引き下げることができるものとする。また、建築一式の4,000万円未満、土木一式、電気・管、その他の業種の設計金額2,500万円未満の工事については、市内業者は施工実績を問わないことができるものとする。
- ※4 設計金額1億円未満の工事における準市内業者又は市外業者の施工実績の取り扱いは、本市実績については、設計金額の半額以上、本市以外の実績については、設計金額と同額以上とする。ただし、本市の同種工事の発注状況（本市の過去の発注規模や発注件数）に照らし合わせ、上記基準によることが適切でない場合はこの限りでない。